



# 香川県広域水道企業団における 総合評価方式の取組みについて

---

香川県広域水道企業団  
計画課

## はじめに（1）

香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）における  
令和2年度の総合評価方式（案）について説明します。

※企業団の総合評価方式は、平成30年度、令和元年度の  
2年間は、本部及び府中事務所は香川県の制度、その他の  
事務所は各市町の制度に準拠していますが、令和2年度よ  
り、現在、本部及び府中事務所で適用している制度を基本と  
して統一します。

## はじめに（２）

### 総合評価方式とは？

総合評価方式は、従来の「価格」のみによる落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」を総合的に評価する落札方式です。

企業団では、「価格以外の要素」として、工事の品質を高めるための技術的な提案や、入札参加者の施工能力等（過去の工事成績評定点、地域精通度、災害時の活動体制等）を評価することとしています。

## はじめに（3）

「総合評価方式の手引(令和2年度案)」  
に基づき、水道施設工事の内容で説明します。

★香川県が実施している総合評価方式とは  
一部内容が異なりますので、ご注意願います。

令和2年度は、  
一般競争入札による工事は全て実施することになっています。  
(水道施設工事の場合、1千5百万円以上の工事は全て)

## ■ 適用区分

### ○高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めるもの。

### ○技術提案型

施工方法等について技術的な工夫の余地がある工事で、施工上の工夫等の技術提案を求めるもの。

### ○施工計画型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、簡易な施工計画の提案を求めるもの。

### ○実績評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工計画等の提案は求めず、企業の施工実績や配置予定技術者等により評価を行うもの。

### ○企業評価型(通常型)

技術的な工夫の余地が小さい工事で、企業の工事成績評定点や地域精通度等により評価を行うもの。

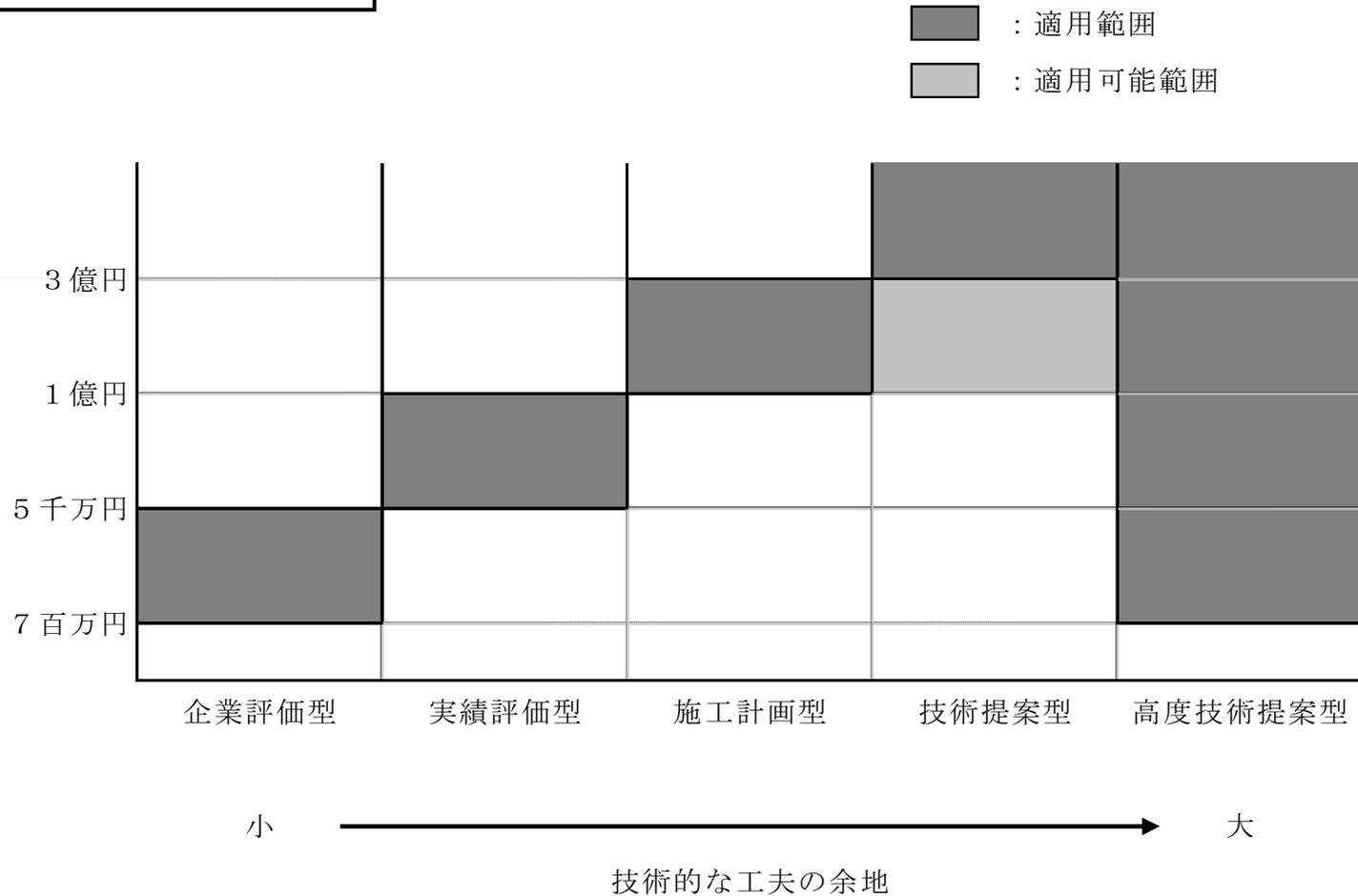
### ○企業評価型(若年・女性技術者育成型)

企業評価型(通常型)の評価に加えて、配置予定技術者として若年技術者や女性技術者の配置を評価するもの。

# 総合評価方式を適用する工事

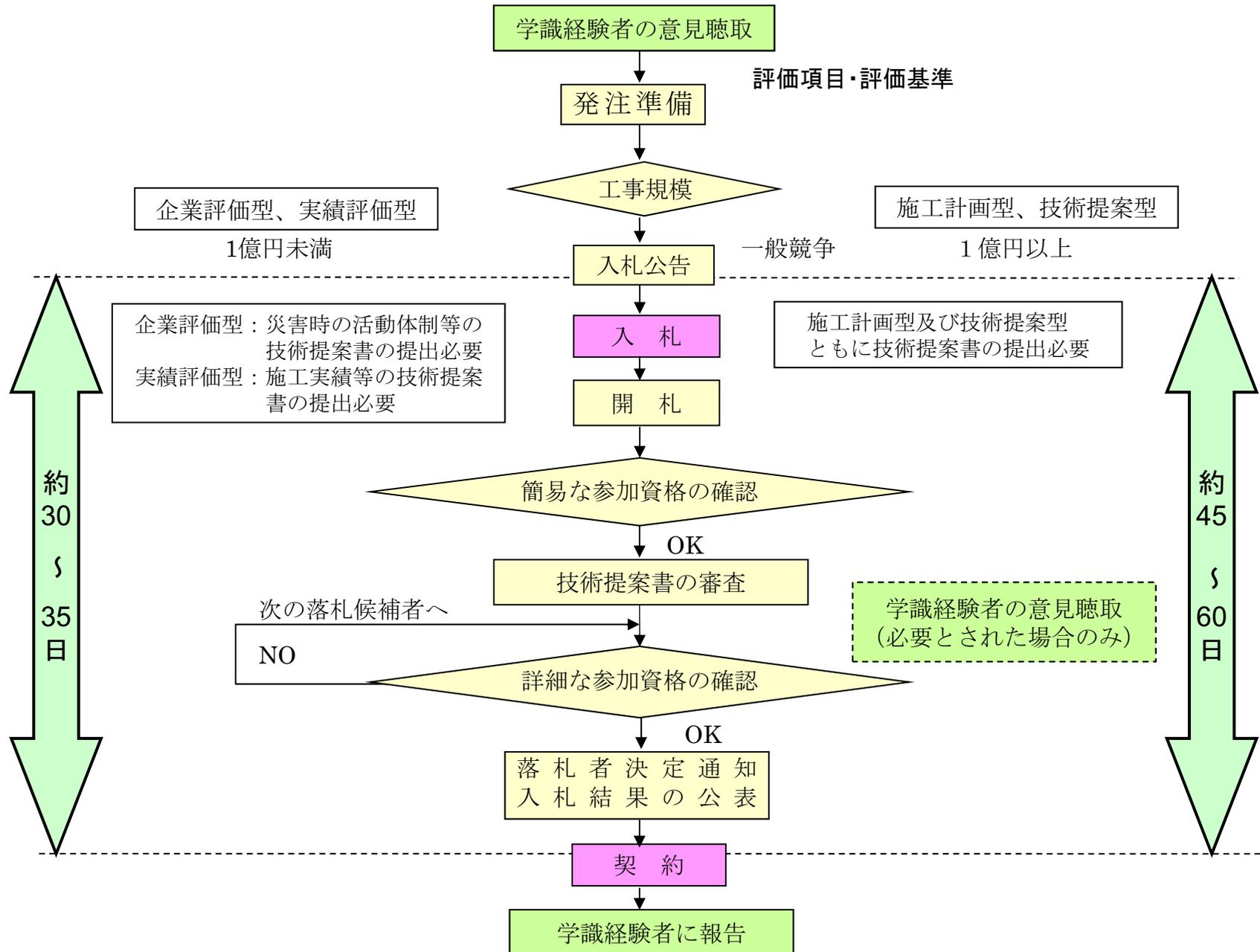
手引 P3 参照

## ■ 工事規模と適用範囲



# 実施フロー

手引 P4 参照



# 総合評価算定基準

手引 P5 参照

原則、**除算方式**で行います。

評価値＝技術評価点÷入札価格(千万円)  
(技術評価点＝標準点**100**点＋加算点)

☆標準点:100点

必要事項が記載された技術提案書を提出すれば**100点**を与える。

☆加算点:0～30点以内(技術提案や施工実績等に対して加算)

技術提案や過去の工事成績等により得られた得点から算出。

# 評価項目及び配点

手引 P7～8 参照

## 水道施設工事の場合

評価の視点	評価項目	企業評価型		実績評価型	施工計画型	技術提案型
		通常	若年・女性			
技術提案	① 総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項	—	—	—	—	150
	② 工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項					
	③ 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項					
	④ 将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項					
施工計画	⑤ 本体構造物等の品質管理方法の適切性	—	—	—	20	—
	⑥ 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性	—	—	—	20	—
	⑦ 環境・安全対策等、社会的要請に 関する事項への適切性	—	—	—	20	—
企業の 施工能力	⑧ 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績	—	—	10	10	10
	⑨ 企業団発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点	10	10	10	10	10
	⑩ 受注能力	20	20	20	20	20
	⑪ 直近の企業団発注工事の工事成績評定点	0(-10)	0(-10)	0(-10)	0(-10)	0(-10)
	⑫ 機械・運搬具保有残高(減価償却後の金額)	10	10	10	10	10
	⑬ 配置予定技術者の資格	—	—	5	5	5
配置予定 技術者	⑭ 主任(監理)技術者又は現場代理人(有資格者)としての同業種工事の施工経験	—	—	10	10	10
	⑮ 過去5年間の継続教育(CPD)の取組状況	—	—	10	10	10
	⑯ 若年技術者(35歳未満)・女性技術者の配置	—	10	—	—	—
	⑰ 地域精通度(営業拠点)	40	40	40	40	40
社会性・ 地理的条件	⑱ 地域精通度(近隣での施工実績)	—	—	5	5	5
	⑲ ISOマネジメントシステムの取組	5	5	5	5	5
	⑳ 労働災害防止及び交通事故防止等への取組	15	15	15	15	—
	㉑ 災害時の活動体制	15	15	15	15	—
	㉒ 従業員数	10	10	10	10	10
	㉓ 建設機械の台数	10	10	10	10	10
	㉔ 下請けの県内業者の活用	—	—	—	5	5
	㉕ 低入札に対する評価	0(-90～)	0(-90～)	0(-90～)	0(-90～)	0(-90～)
	合計点	135	145	175	245	300
	加算点	10	10	15	20	30

# 評価項目及び配点(参考)

R2年度

現在、本部及び府中事務所で運用している制度からの変更点

## ⑨企業団発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点

・評価対象は、平成30年度以降に企業団で発注し、平成30年4月1日から令和元年12月31日までの1年9ヵ月間に完成した工事とする。

・配点を現行の「35点」から「10点」に縮小する。(工事成績評定点80点以上を満点(10点)とし、1点刻みで71点未満(0点)までを配点)

※配点は、令和3年度以降、実績数の蓄積状況を勘案しつつ、現行の「35点」に戻す方向で検討。(令和3年度:20点、令和4年度:35点等)

## ⑩受注能力

・受注能力の算定基礎となる過去の工事受注年平均額は、企業団における平成30年度、令和元年度の2年度間の実績を使用する。

# 評価項目及び配点(参考)

R2年度

現在、本部及び府中事務所で運用している制度からの変更点

## ⑰地域精通度(営業拠点)

- ・発注工種、規模に応じて選択する評価基準において、管内評価に地域内評価の区分を設定した段階評価基準を新規設定する。
- ・管内評価の区域は、現行の香川県土木事務所管内ではなく、令和2年度に発足する企業団ブロック統括センター管内で評価する。

## ⑱地域精通度(近隣での施工実績)

- ・評価区域は、現行の香川県土木事務所管内ではなく、令和2年度に発足する企業団ブロック統括センター管内で評価する。

## 次の評価項目を削除

- 香川県優良建設工事表彰
- 夜間等に緊急対応を行う維持修繕工事の受注実績

# 技術提案書

手引 P23~25、35 参照

様式第1号

全てのタイプにおいて、提出が必要

令和 年 月 日

香川県広域水道企業団企業長 浜田 恵造 殿

入札者  
住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

- ・本部執行:企業長名
  - ・ブロック統括センター執行
  - ・広域送水管理センター執行
- }: 所長名  
(※仮称)

日付の記載が無い場合、失格  
(紙による添付資料を持参する場合)

企業名の記載が無い場合、失格

( 工 事 名 ) に係る技術提案書

全く別の工事名が記載されている場合、失格

( 工 事 名 ) に関し、関係書類を添えて提案します。

なお、提案書類の記載内容が事実と相違ないことを誓約します。

指定文を変更した場合、失格

その他、様式の記載に不備がある場合、失格

## ■ 技術提案（技術提案型：150点）

当該工事において提案を求める事項について、技術的な工夫の具体的な提案を評価するものです。

評価項目	配点	評価細目
①総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項	150点	<p>工事内容に応じて、5項目程度を設定します。</p> <p>ただし、「③環境・安全対策等、社会的要請に関する事項」として、地球温暖化防止対策（CO<sub>2</sub>排出量削減等）は必須項目として設定します。</p>
②工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項		
③環境・安全対策等、社会的要請に関する事項		
④将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項		

評価項目及び評価基準は当該工事内容を考慮し、適宜設定することとしていますので、必ず入札公告の内容を確認してください。

# 技術提案書

手引 P23~27、P36~37 参照

## 様式第2号(技術提案)

各記載欄への記載は、それぞれ1提案(1内容)としてください。(ただし、発注者側から複数提案の指示があった場合は除く)

提案事項は提案者の自主的な取り組みであることから、原則として設計変更の対象とはなりません。多大な費用を要する過度な内容の提案を求めるものではありません。

### 【提案事項の欄に記載する内容】

- ①提案工法等の目的
- ②対策内容
- ③対策を実施した場合の具体的な効果

### 【履行確認方法の欄に記載する内容】

- ④確認の手段(写真、試験成績表、測定結果等)及び報告する内容(提案工法での現地適用状況、騒音振動の低減効果等の数値目標値)

★「作成上の注意事項等」をよく読むこと！

総合評価 技術提案書 (技術提案) [水道工事(企業団)]

工事名						
提案企業名						
評価項目	3. 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項					
評価細目	3-0. 地球温暖化防止対策(CO <sub>2</sub> 排出量削減等)について					
共通仕様書等						
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事において実施する、地球温暖化防止対策(CO<sub>2</sub>排出量削減等)の取組みについて評価する。</li> <li>・提案項目数は、2項目(1項目1内容)以内とする。</li> <li>・有効な提案が2項目ある場合は○点、有効な提案が1項目ある場合は○点を加点する。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <th>評価欄</th> </tr> <tr> <td>点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>点</td> </tr> </table>	評価欄	点	/	点
評価欄						
点						
/						
点						
提案事項	<p>当該工事における、地球温暖化防止対策(CO<sub>2</sub>排出量削減等)について、具体的な取り組み内容を提案すること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>「技術提案型」総合評価における技術提案様式第2号の例です。 評価内容等は工事件ごとに異なりますので、入札公告で確認してください。</p> </div>					
履行確認方法	<p>提案事項の履行確認方法を記載すること。</p>					
その他	<p>様式第2号における作成上の注意事項及び提案事項の履行確認については、別添のとおりとする。</p>					

# 評価項目と配点

手引 P9~10 参照

## ■ 施工計画（施工計画型：65点）

当該工事において提案を求める事項について、共通仕様書等に記載されている取組み内容の具体的な提案を評価するものです。

評価項目	配点	評価細目
⑤本体構造物等の品質管理方法の適切性	20点	・主要機材の品質管理対策(管路) ・施工の品質管理対策(管路) ・無筋コンクリートの品質管理対策 ・鉄筋コンクリートの品質管理対策
⑥安全対策に関し配慮すべき事項への適切性	20点	・安全巡視 ・工事区域の立入防止施設、監視員・誘導員 ・交通対策
⑦環境・安全対策等、社会的要請に関する事項への適切性	20点	・騒音振動対策 ・水質汚濁対策 ・粉塵対策
	5点	・地球温暖化防止対策(Co <sub>2</sub> 排出量削減)

評価項目及び評価基準は当該工事内容を考慮し、適宜設定することとしていますので、必ず入札公告の内容を確認してください。

# 技術提案書

手引 P23~27、P38~39 参照

## 様式第2号(施工計画)

各記載欄への記載は、それぞれ1提案(1内容)としてください。(ただし、発注者側から複数提案の指示があった場合は除く)

提案事項は提案者の自主的な取り組みであることから、原則として設計変更の対象とはなりません。多大な費用を要する過度な内容の提案を求めるものではありません。

### 【提案事項の欄に記載する内容】

- ①提案工法等の目的
- ②対策内容
- ③対策を実施した場合の具体的な効果

### 【履行確認方法の欄に記載する内容】

- ④確認の手段(写真、試験成績表、測定結果等)及び報告する内容(提案工法での現地適用状況、騒音振動の低減効果等の数値目標値)

★「作成上の注意事項等」をよく読むこと！

総合評価 技術提案書(施工計画) [水道工事(企業団)]

工事名						
提案企業名						
評価項目	1. 本体構造物等の品質管理方法の適切性					
共通仕様書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事共通仕様書 第1編 3-6-9 養生</li> <li>・土木工事共通仕様書 第1編 3-6-4 打設、第7編 1-6-4 コンクリート堰堤工</li> </ul>					
評価内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート構造物における、コンクリートの養生方法、吐出口と打込み面までの高さの管理方法の取り組みについて評価する。</li> <li>・提案事項①及び②両方を評価した場合に20点を、①又は②のいずれか一方を評価した場合に10点を加算する。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>評価欄</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20点</td> </tr> </table>	評価欄	点		20点
評価欄	点					
	20点					
提案上の着目点	提案事項①:○○のため、○○が必要である。 提案事項②:○○のため、○○が必要である。					
提案事項①	コンクリートの養生方法について(養生期間の提案は不要) ○○工における、湿潤状態を保つための主な養生方法を具体的に提案すること。ただし提案数は、1提案(1内容)とする。 「施工計画型」総合評価における技術提案様式第2号の例です。 評価内容等は工事事案件ごとに異なりますので、入札公告で確認してください。					
履行確認方法①	提案事項の履行確認方法を記載すること。					
提案事項②	コンクリート吐出口と打込み面までの高さの管理方法について ○○工における、コンクリート吐出口と打込み面までの高さの管理方法を具体的に提案すること。ただし提案数は、1提案(1内容)とする。 「施工計画型」総合評価における技術提案様式第2号の例です。 評価内容等は工事事案件ごとに異なりますので、入札公告で確認してください。					
履行確認方法②	提案事項の履行確認方法を記載すること。					

各項目内の提案事項①及び②のうち、いずれか一方でも提案がない場合は、当該評価項目の評価は「-5点」の評価とし、評価を行う項目数の半数以上で「-5点」の評価となった場合は失格となります。

# 評価項目と配点 (1/2)

手引 P11~13 参照

## ■ 企業の施工能力の評価 (企業評価型:40点) (それ以外:50点)

入札参加資格要件では、  
過去15年度間の施工実績

評価項目	配点	備考
⑧過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績	0.7規模以上 : 10 0.5規模以上 : 5	・過去5年度間及び今年度完成のCO RINS竣工登録同業種工事の実績
⑨企業団発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点	80点以上 : 10 79点以上80点未満 : 9 78点以上79点未満 : 8 77点以上78点未満 : 7 76点以上77点未満 : 6 75点以上76点未満 : 5 74点以上75点未満 : 4 73点以上74点未満 : 3 72点以上73点未満 : 2 71点以上72点未満 : 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年4月1日から令和元年12月31日までに完成した企業団発注の同業種工事</li> <li>(上記期間の工事成績評定点が1件の場合、71点を加算し2で除して得た点数を平均点とする)</li> <li>・企業団発注工事とは、当初契約日が平成30年4月1日以降である企業団が所管する建設工事</li> </ul>
⑩受注能力	0 : 20 0超 0.3未満 : 16 0.3以上0.6未満 : 12 0.6以上0.9未満 : 8 0.9以上 1未満 : 4 1以上 : 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業団発注の同業種工事における、過去2年度間(H30.4.1~R2.3.31)の工事受注年平均額に対する本年度の受注工事額の割合</li> <li>・ただし、本年度受注工事額から、管路維持修繕に関する緊急対応工事の受注実績を控除</li> </ul>

※ ⑧は企業評価型に配点なし

# 評価項目と配点 (2/2)

手引 P11~13 参照

## ■ 企業の施工能力の評価 (企業評価型:40点) (それ以外:50点)

評価項目	配点	備考
⑪直近の企業団発注工事の工事成績評定点	6.5点未満なし : 0 6.5点未満あり : -10	・過去6ヶ月以内に完成した工事 ・企業団発注工事とは、当初契約日が平成30年4月1日以降である企業団が所管する建設工事
⑫機械・運搬具の保有残高 (減価償却後の金額)	2000万円以上 : 10 1000万円以上2000万円未満 : 5	・令和2年度香川県広域水道企業団建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載された内容

# 評価項目と配点

手引 P13~17 参照

## ■ 配置予定技術者の評価

(企業評価型(若年・女性):10点)、(技術提案型、施工計画型、実績評価型:25点)

評価項目	配点	備考
⑬配置予定技術者の資格	取得後5年以上:5 取得後5年未満:3	・指定資格 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                     入札参加資格要件では、 過去15年度間の施工実績                 </div>
⑭主任(監理)技術者又は現場代理人(有資格者)としての同業種工事の施工経験	0.7規模以上:10 0.5規模以上:5	・過去5年度間及び今年度完成のCORINS竣工登録同業種工事の実績
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;">                     現場代理人(有資格者)の場合は、対象資格表(手引P16)のうち、発注工事の種類に対応する資格を従事期間の全てにおいて有していた場合に評価(これらが確認できる合格証明書又は登録証等の写しを添付する)                 </div>		
⑮過去5年間の継続教育(CPD)の取組状況	50ユニット/5年以上:10 25ユニット/5年以上:5	・(一社)全国土木施工管理技士連合会、(公社)日本技術士会、(公社)土木学会、(公社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会の取得単位数
⑯若年技術者(35歳未満)・女性技術者の配置	若年・女性技術者の配置:10 上記以外:0	・企業評価型(若年・女性技術者育成型)

※ ⑬⑭⑮は企業評価型に配点なし ※ ⑯は企業評価型(若年・女性)にのみ配点あり

# 評価項目と配点 (1/4)

手引 P17~23 参照

## ■ 社会性・地理的条件の評価 ※水道施設工事の場合

(技術提案型:75点、施工計画型:105点、実績評価型:100点、企業評価型:95点)

評価項目	配点	備考
⑰地域精通度 (営業拠点)	(例) 管内評価② (地域設定有) ○○市 (町) 内に主たる営業所あり : 40 ○○ブロック統括センター管内に 主たる営業所あり : 20 ○○ブロック統括センター管内に 主たる営業所なし : 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内本社評価</li> <li>・県内評価</li> <li>・管内評価① (地域設定無)</li> <li>・管内評価② (地域設定有)</li> <li>・地域内評価</li> </ul>
⑱地域精通度 (近隣での施工実績)	あり : 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年度間及び今年度完成のCORINS竣工登録同業種工事でブロック統括センター管内での実績</li> </ul>
⑲ISOマネジメントシステムの取組	両方取得 : 5 いずれか一方取得 : 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO9001</li> <li>・ISO14001</li> </ul>
⑳労働災害防止及び交通事故防止等への取組	全ての取組あり : 15 2つの取組あり : 10 1つの取組あり : 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建災防 香川支部への加入</li> <li>・過去1年度間に死亡事故・労基の是正勧告等がなく、かつ墜落事故等防止の取組</li> <li>・交通事故防止の取組</li> </ul>

※⑱は企業評価型に配点なし ※⑳は技術提案型に配点なし

# 評価項目と配点 (2/4)

手引 P17~23 参照

## ■ 社会性・地理的条件の評価 ※水道施設工事の場合

(技術提案型:75点、施工計画型:105点、実績評価型:100点、企業評価型:95点)

評価項目	配点	備考
②①災害時の活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別公告で指定されている協定締結かつ体制あり : 15</li> <li>〔</li> <li>・協定締結かつ体制あり : 10</li> <li>・個別公告で指定されている協定締結 : 10</li> <li>〕</li> <li>・協定締結又は体制あり : 5</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県建設業BCP認定の取得状況、加入団体と企業団との災害協定締結の有無、災害時に応急活動できる体制の有無</li> <li>・土木一式工事及び水道施設工事の場合、「水道施設を対象とした災害協定」を手厚く評価</li> <li>・金額3千万円以上の土木一式工事の場合、香川県建設業BCP認定の取得状況の評価</li> </ul>
②②従業員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>40名以上 : 10</li> <li>30名以上 40名未満 : 9</li> <li>20名以上 30名未満 : 8</li> <li>15名以上 20名未満 : 7</li> <li>11名以上 15名未満 : 6</li> <li>8名以上 11名未満 : 5</li> <li>6名以上 8名未満 : 4</li> <li>4名以上 6名未満 : 3</li> <li>3名 : 2</li> <li>2名 : 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤雇用者のうち、建設業に携わっている者の人数</li> </ul>

※②①は技術提案型に配点なし

# 評価項目と配点 (3/4)

手引 P17~23 参照

- **社会性・地理的条件の評価** ※水道施設工事の場合  
 (技術提案型:75点、施工計画型:105点、実績評価型:100点、企業評価型:95点)

評価項目	配点	備考
②③建設機械の台数	15台以上 : 10 13台以上 15台未満 : 9 11台以上 13台未満 : 8 9台以上 11台未満 : 7 7台以上 9台未満 : 6 5台以上 7台未満 : 5 4台 : 4 3台 : 3 2台 : 2 1台 : 1	・災害時に使用される代表的な建設機械 (ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラク ターショベル等)の保有台数及び長期リース 契約台数
②④下請けの県内業者の活用	全ての一次下請けが県内業者 又は元請(県内業者)が全てを自ら施工 : 5	・県内業者とは県内に建設業法上の主たる 営業所を有する業者

※②④は企業評価型、実績評価型に配点なし

# 評価項目と配点 (4/4)

手引 P17~23 参照

- **社会性・地理的条件の評価** ※水道施設工事の場合  
(技術提案型:75点、施工計画型:105点、実績評価型:100点、企業評価型:95点)

評価項目	配点	備考
㊸低入札に対する評価	実績なし: 0 当該入札で応札あり: -90 過去180日以内に応札実績あり: -90~	・低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した実績により減点

## 次の2点について評価

- ①当該工事における入札で、低入札による応札をした場合の減点 (-90点)
- ②過去の企業団発注工事で、低入札による応札をした実績による減点 (累積あり)

### ※上記②に関する注意事項

- ・「過去の企業団発注工事」とは、当該工事における入札の開札日前180日以内に、応札があった企業団が所管する建設工事をいいます。
- ・減点点数は、低入札による応札回数により累積されます。  
例えば、ある工事で低入札応札をした場合、その工事の開札日の翌日から起算して180日間は-90点となり、その間(180日以内)に別の工事で再度低入札応札をした場合は、-90点×2回=-180点となります。

# 技術提案書

手引 P23~24、P40~42 参照

## 様式第3-1号 ←「作成上の注意」をしっかり読んで記載すること！

総合評価 技術提案書（企業の施工能力、配置予定技術者、社会性・地理的条件）

工事名		<ul style="list-style-type: none"> <li>入札公告日までにCORINSに竣工登録</li> <li>発注機関は入札公告に記載</li> <li>契約金額は最終契約金額で記載</li> </ul>
提案企業名		

### 【同業種工事の施工実績】

建設業許可番号	CORINS登録番号	発注機関名	施工場所	最終契約金額	受注形態
(大臣許可：00-000123) (知事許可：37-000123)	(旧(9桁)：1234-5678A) (新(10桁)：1234567890)			(JV工事の場合は出資比率に応じた金額を記入すること。)	(単体・経常JV・特定JV)

### 【地域精通度（近隣での施工実績）】 【同業種工事の施工実績】に記載の工事が【地域精通度（近隣での施工実績）】に該当する場合についても、再度記載すること。

建設業許可番号	CORINS登録番号	発注機関名	施工場所	最終契約金額	受注形態
(大臣許可：00-000123) (知事許可：37-000123)	(旧(9桁)：1234-5678A) (新(10桁)：1234567890)			金額は記入の必要なし	(単体・経常JV・特定JV)

- 入札公告日までにCORINSに登録されていれば、金額は問わない
- ブロック統括センターの管内で評価

【配置予定技術者】 複数人数記載している場合は、資格、CPD、施工経験の評価の合計点の最も低い者で評価する。  
配置予定技術者の「氏名」の記載のない場合、入札参加資格の確認資料（様式第6号）に記載した配置予定技術者と同一でない場合は、評価対象としない。

### <資格等>

番号	氏名	法令による資格（別表1参照）		継続教育（CPD）の取組状況	
		資格名	資格取得年月日	取得数	証明期間の最終日
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数人記載の場合、合計点の一番低い者で評価</li> <li>監理技術者資格者証は不可</li> </ul>	昭 和 平 成 令 和	・	<ul style="list-style-type: none"> <li>証明書の写しを添付</li> <li>証明書は5年間の証明期間の最終日が開札日から1年以内</li> </ul>	昭 和 平 成 令 和
2		昭 和 平 成 令 和	・		昭 和 平 成 令 和
3		昭 和 平 成 令 和	・		昭 和 平 成 令 和

- 現場代理人として従事した場合は、評価対象資格表（手引P16）のうち、発注工事の種類に対応する資格の資格名および取得年月日を記載
- 当該資格の合格証明書等(写)を添付

### <施工経験> 番号は上記<資格等>と整合させること。（下記<施工経験>の1番は上記<資格等>1番の技術者についての経験を記入）

番号	建設業許可番号	CORINS登録番号	発注機関名	最終契約金額	受注形態	従事役職	資格名（別表2参照）	資格取得年月日	合計点
1					<ul style="list-style-type: none"> <li>主任技術者</li> <li>監理技術者</li> <li>現場代理人</li> </ul>		昭 和 平 成 令 和	<p>合計点を記載</p>	
2							昭 和 平 成 令 和		
3							昭 和 平 成 令 和		

(大臣許可：00-000123)  
(知事許可：37-000123)

(旧(9桁)：1234-5678A)  
(新(10桁)：1234567890)

(JV工事の場合は出資比率に応じた金額を記入すること。)

(単体・経常JV・特定JV)

(主任・監理・現場代理人)

(従事役職を「現場代理人」と記載した場合は、資格名及び資格取得年月日を記載すること)

資格+CPD+施工経験

# 技術提案書

手引 P23~24、P43、77 参照

## 様式第3-2号

施工計画型、実績評価型、企業評価型において、提出が必要

工事名					
提案企業名					
【労働災害防止及び交通事故防止等への取組】					
項目	有	無	備考		
建設業労働災害防止協会香川支部へ加入している			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・建設業労働災害防止協会香川支部への加入を評価		
過去1年度間に死亡事故及び労働基準監督署からの是正勧告がなく、かつ墜落事故等防止の取組をしている			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「墜落事故等防止取組計画」の添付のないもの、様式を改定するなどした場合には、評価対象としない。 ・「墜落事故等防止取組計画」を添付、なお死亡事故、労基の是正勧告があると評価対象外		
交通事故防止の取組をしている			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「交通事故防止取組計画」を添付 ⇒ 実施計画書 ⇒ 履行確認 ⇒ 工事成績評定に反映		

※ 「墜落事故等防止取組計画」及び「交通事故防止取組計画」（以下「取組計画」という。）については、提出された取組内容を工事着手時の施工計画書に反映し、竣工時に工事写真等実施状況が確認できる資料で履行を確認し、工事成績評定の「安全対策」において評価を行うことになる。また、当該工事において死亡事故等が発生した場合は、工事成績評定の「法令遵守等」において、減点対象となる場合がある。

協定の名称を記載すること！

団体名を記載すること！

【災害時の活動体制】						
項目	有	無	備考			
加入している団体等が香川県広域水道企業団と災害協定を結ぶ			協定名称	【例】災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	団体等名	【例】(一社)香川県建設業協会
災害時の応急体制			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・該当する箇所に「○」を記載 ・3千万円以上の土木一式工事の場合、BCP認定を取得していれば、災害時の応急体制に関する書類の提出は不要			
(1) 香川県建設業BCP認定の取得			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「人員」「機材」「資材」の3つの資源については必ず記載することとし、いずれかでも記載が無い場合には、評価対象としない。 ・「機材」「資材」については必ず保有場所を記載することとし、保有場所が特定できない場合、保有場所が遠方であり災害等緊急時に使用できない可能性があると考えられる場合、記載された機材・資材が軽微なものであり災害時の応急活動が困難と考えられる場合は評価されない場合がある。			
(2) 災害時に応急対応が出来る体制が整っている			・左欄の該当する方に「○」を記入すること。 ・「人員」「機材」「資材」の3つの資源については必ず記載することとし、いずれかでも記載が無い場合には、評価対象としない。 ・「機材」「資材」については必ず保有場所を記載することとし、保有場所が特定できない場合、保有場所が遠方であり災害等緊急時に使用できない可能性があると考えられる場合、記載された機材・資材が軽微なものであり災害時の応急活動が困難と考えられる場合は評価されない場合がある。			

「人員」「機材」「資材」の3つの資源について必ず記載  
 「機材」「資材」については保有場所を必ず記載  
 軽微な内容の場合等には、評価できないことがある

※ 評価対象となる災害協定は、災害時における香川県広域水道企業団への支援について、香川県広域水道企業団と締結しているものとする。

※ 共通事項：「有」「無」欄に記入のない場合、「無」欄に「○」の記入のある場合は、添付書類等のある場合についても、評価対象としない。  
 また、「有」欄に「○」の記入のある場合でも、発注者側で「有」の確認ができない場合は、評価対象としない。

# 取組計画

手引 P45～48、P52～61、P75～98 参照

## 墜落事故等防止取組計画

【労働災害防止及び交通事故防止等への取組】における評価確認資料

### 墜落事故等防止取組計画

建設工事における墜落等の事故防止を目指し、工事現場の事故防止対策を実施するとともに、労働者一人一人が労働災害の防止に努めるため、以下の取組計画を実践します。

#### 1. 安全教育の推進

(1) 建設従事者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全教育の実施

【安全教育に関する取組】

共通仕様書に規定する、月当たり半日以上安全教育以外に、以下の取組を実施します。

項目	取組内容	実施頻度

#### 2. 重機事故防止対策

施工計画時に『実施計画書』

・様式 手引P52～P54

・記載要領 手引P78～P81

竣工時に『履行確認表』

・様式 手引P57～59

・記載要領 手引P88～91

## 交通事故防止取組計画

### 交通事故防止取組計画

工事施工中の交通事故防止を目指すとともに、一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、現場における有効な交通事故防止措置や交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を図るなどの効果的な対策・活動を行うため、以下の取組計画を実践します。

#### 1. 現道中等での工事施工における交通事故防止対策

(1) 現道を通行する運転者の注意喚起を促す対策

(2) 通行車からのもらい事故抑制対策

現道上の施工を含む場合は対策内容を記載

#### 2. 交通安全活動への取組（宣言）

(1) 全作業員が、交通ルールを守り、無事故・無違反を目指します。

(2) 全作業員に対して、交通安全活動に関する安全教育を実施します。

施工計画時に『実施計画書』

・様式 手引P55～P56

・記載要領 手引P82～P87

竣工時に『履行確認表』

・様式 手引P60～61

・記載要領 手引P92～98

技術提案は、提案どおりの履行を前提  
技術提案の内容が履行できなかった場合、**工事成績の減点・違約金の徴収**

## 【工事成績の減点及び違約金徴収の対象】

- ①様式第2号にて提案したもの全て。（技術提案型及び施工計画型において、「地球温暖化防止対策（CO<sub>2</sub>排出量削減）」における評価項目を設定し、発注者が指定するCO<sub>2</sub>排出量計算シート等の提案を求めた場合、その提案内容も含む。）
- ②様式3-1号にて提案した、配置予定技術者の資格、主任（監理）技術者又は現場代理人（有資格者）としての同業種工事の施工経験、継続教育（CPD）の取組状況の3項目の合計点。
- ③様式第3-1号（企業評価型（若年・女性技術者育成型））にて提案した、配置予定技術者の要件。
- ④様式第3-3号にて提案した、下請けの県内業者の活用。

発注者の恣意的な判断を排除し、客観性を確保するために学識経験者の意見を聴取

## 【参考】地方自治法施行令

第六十七條の十の二 普通地方公共団体の長は、（中略）価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

# おわりに

企業団における「総合評価方式の手引」の令和2年4月版については、確定後、企業団ホームページ(※)に掲示しますので、必ずご確認くださいますようお願いいたします。

(※)企業団ホームページ

「事業者の方へ」→「入札・契約」

→「建設工事等の入札契約制度統一」

ご清聴ありがとうございました。

(終)